



在宅医療・介護連携について

令和6年4月19日

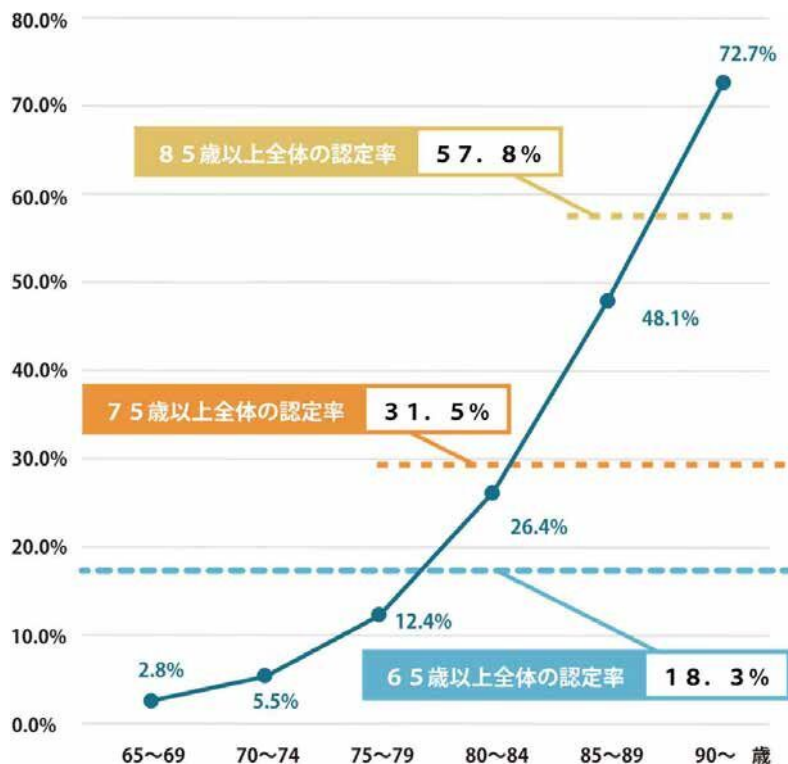
千葉市在宅医療・介護連携支援センター

医療と介護の複合ニーズが一層高まる

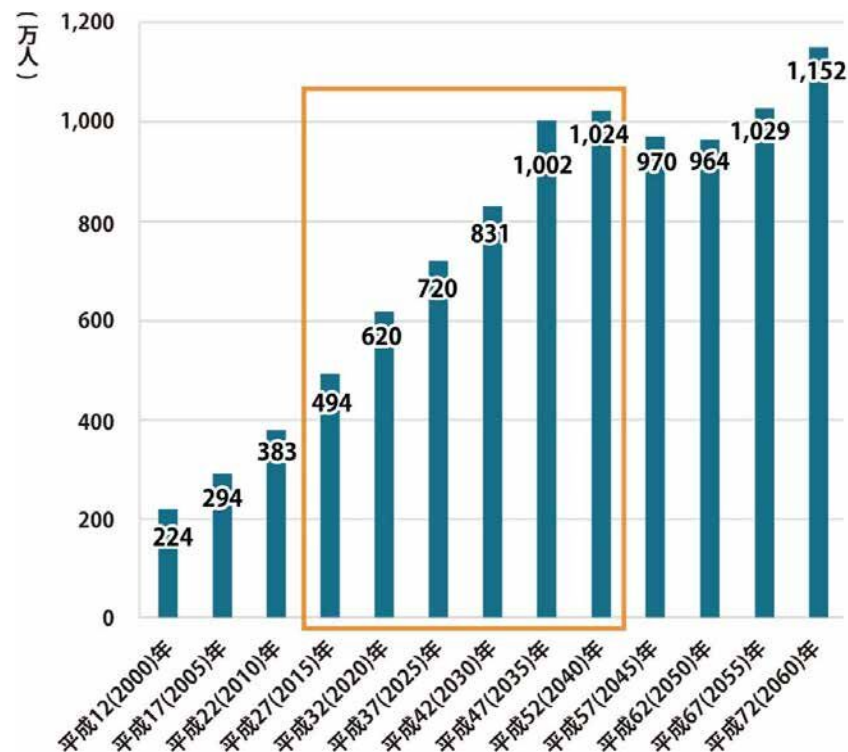
社会保障審議会 介護給付費分科会（第222回） 令和5年8月30日	資料2
---	-----

- 要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇し、特に、85歳以上で上昇する。
- 2025年度以降、後期高齢者の増加は緩やかとなるが、85歳以上の人口は、2040年に向けて、引き続き増加が見込まれており、医療と介護の複合ニーズを持つ者が一層多くなることが見込まれる。

年齢階級別の要介護認定率



85歳以上の人口の推移



出典

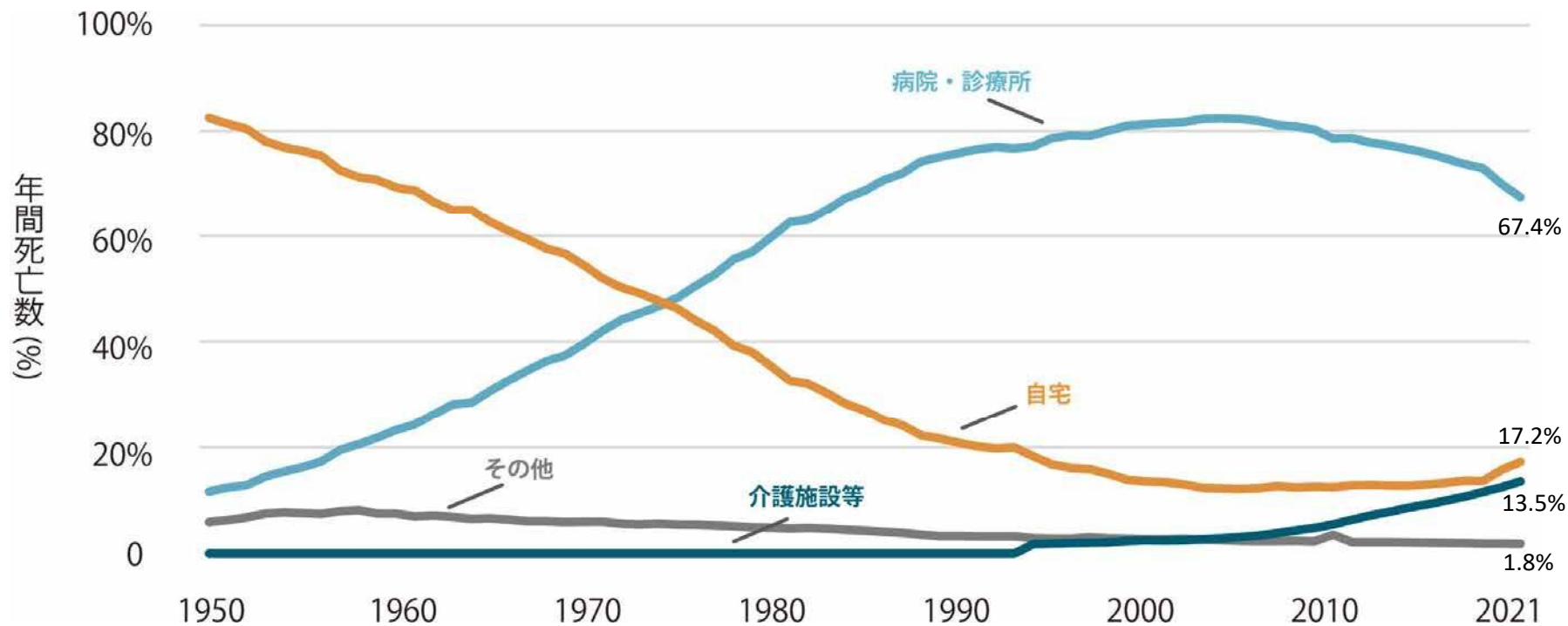
2020年9月末認定者数（介護保険事業状況報告）及び2020年10月1日人口（総務省統計局人口推計）から作成
 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年4月推計）出生中位（死亡中位）推計
 実績は、総務省統計局「国勢調査」（国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口）

死亡の場所の推移

社会保障審議会 介護給付費分科会（第222回）	資料 2
令和5年8月30日	

○ 死亡の場所については、自宅・介護施設等が増加傾向にある。

死亡の場所の推移

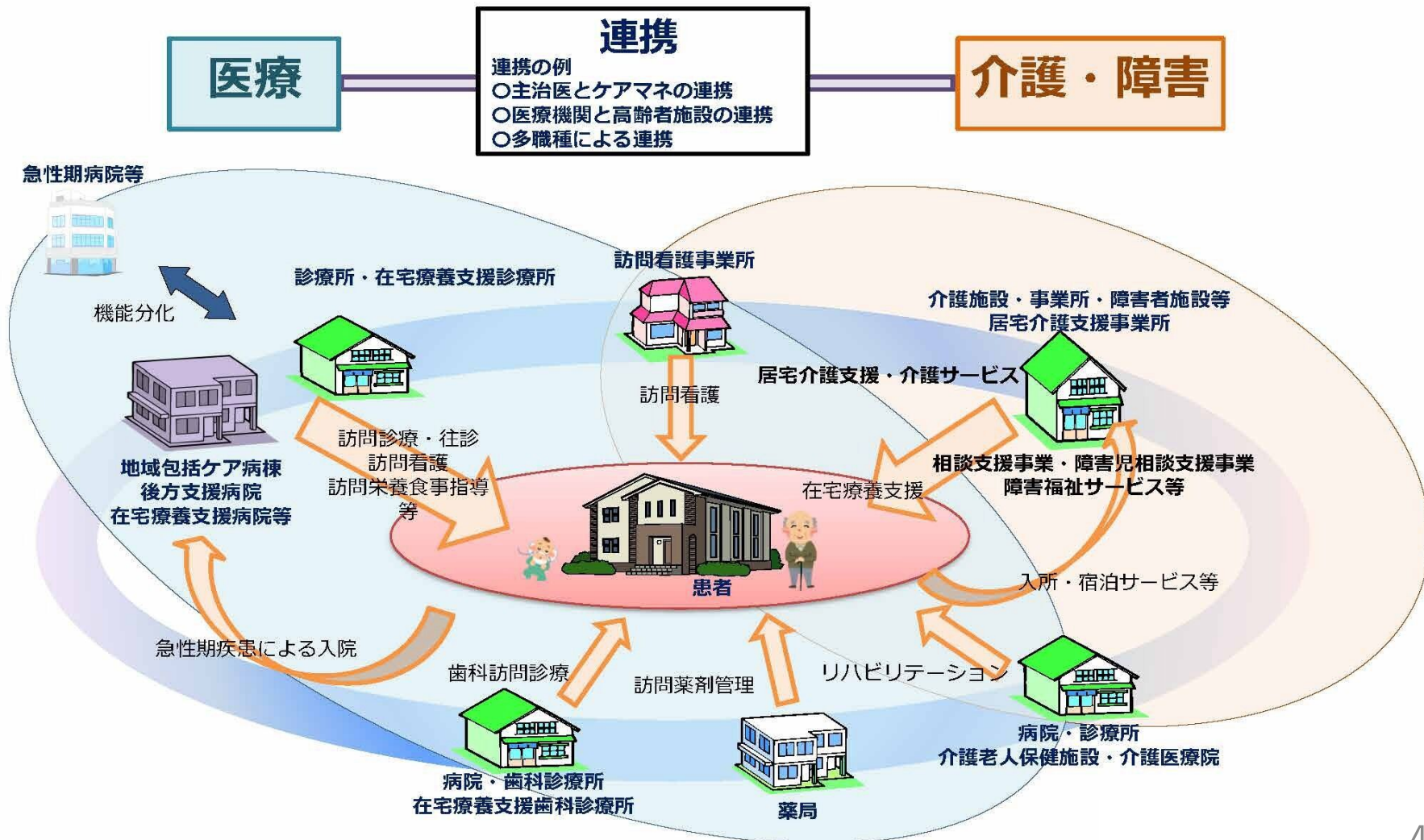


厚生労働省「人口動態統計（令和3年）」

出典

地域包括ケアシステムにおける在宅医療（イメージ）

○ 在宅医療は、高齢になっても、病気や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療であり、地域包括ケアシステムの不可欠な構成要素である。



(別添) ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿

1. ポスト2025年に対応した医療・介護提供体制の姿

- 医療・介護提供体制の改革を進めていくに当たっては、実現が期待される医療・介護提供体制の姿を関係者が共有した上でそこから振り返って現在すべきことを考える形（バックキャスト）で具体的に改革を進めていくことが求められる。
- その際、限りある人材等で増大する医療・介護ニーズを支えていくため、医療・介護提供体制の最適化・効率化を図っていくという視点も重要。
- 高齢者人口がピークを迎える中で、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者数が高止まりする一方、生産年齢人口の急減に直面する局面において、実現が期待される医療・介護提供の姿として現時点で想起し得るものを、患者・利用者など国民の目線で描いたもの。

2. ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿の3つの柱

ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿は、以下の3つの柱を同時に実現することを通じて、患者・利用者など国民が必要な情報に基づいて適切な選択を行い、安心感が確保されるものでなければならない。

- I 医療・介護を提供する主体の連携により、必要なときに「治し、支える」医療や個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様な介護が地域で完結して受けられること
- II 地域に健康・医療・介護等に関して必要なときに相談できる専門職やその連携が確保され、さらにそれを自ら選ぶことができること
- III 健康・医療・介護情報に関する安全・安心の情報基盤が整備されることにより、自らの情報を基に、適切な医療・介護を効果的・効率的に受けられること

千葉市在宅医療介護連携支援センター体制図

千葉市在宅医療介護連携支援センター (平成30年4月～)

【市職員（3人）】

管理職＋事務職＋医療専門職（計3人）

【千葉市保健医療事業団職員（3人）】

看護職 2人 ＋ 社会福祉士・精神保健福祉士 1人

相談支援業務など、一部業務を千葉市保健医療事業団に委託し、市職員と事業団職員が連携しながらセンターを運営しています。

在宅医療・介護連携支援センターは、地域の医療・介護を「つなぐ」支援をします!



あんしんケアセンター（28圏域・32センター）と密に連携し、在宅医療・介護連携を進めています。

在宅医療・介護連携支援センター	あんしんケアセンター
<ul style="list-style-type: none"> ● 医療・介護連携に関する、専門職向けの相談窓口を設置 ※市民からの相談は原則として受け付けていません。 ● 専門職の顔の見える関係構築を支援 ● 専門職向けの研修会の開催を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者のよろず相談窓口 ● 専門職が参加する連携会議を開催 ● 専門職向けの研修会を企画・開催

つなぐ ①

在宅医療・介護連携支援センターの主な役割

医療・介護等関係者向けの 医療介護連携に関する相談窓口

医療や介護等の関係者の皆様からの電話相談等により、在宅療養支援を行う上での基本的な情報の提供を行うとともに、個別事例ごとに必要な医療・介護資源、行政担当部署等へお繋ぎします。

医療・介護等関係者向けの研修会、 講演会、交流会の開催支援

在宅医療・介護連携の課題を参考に、医療・介護等関係者向けの研修会や講演会を開催するほか、関係事業所や関係団体が開催する研修会等の開催・運営を支援します。

市内の医療・介護資源の把握

医療・介護等関係事業所を定期的に訪問するほか、関係職種が集まる場へ出向き、資源の把握や在宅医療・介護連携の課題の把握に努め、解決に向けて取り組み、相談業務に役立てます。

地域住民への普及啓発

地域住民を対象とした、在宅医療・介護に関わる講演会を開催するほか、住民主体による講演会の開催を支援します。

こんな

つなぐ ②

医療・介護専門職の皆様、ご相談・お悩みをお受けします。

お気軽に
ご相談
ください。



退院する患者さんが自宅療養を希望しており、
その近くの訪問してくれる医院・診療所を知りたい。
こんな患者さんの相談をしたいけど、行政の担当課はどこ？

歯科医師や薬剤師で訪問してくれるところを教えてください。

市民から在宅療養をテーマとした講演会を
開催してほしいと言われたけど、どこに相談したらいい？

他職種との連携を深めるための研修会を開催したいけど、
誰に相談したらいい？



多職種連携会議

(平成26年度～)



市医師会などの職能団体などに協力いただき、あんしんケアセンターを中心に、行政区及び圏域別に開催しています。

おひとりさま支援の手引き

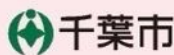
(令和3年度)

身寄りのない一人暮らし高齢者の在宅生活を円滑に支援できるように、関係機関が連携して手引きを作成しました。



おひとりさま支援の手引き

身寄りのない高齢者の支援については、具体的ではなくとも、「こんな支援が要るかも…」「この辺を聞いておかないと…」と感じることがあると思います。また、利用者から「誰も迷惑を掛けたくない」「誰も頼れる人がいないけど、死んだらどうなるの?」と聞かれた事があるケアマネジャーも多いと思います。状況に応じた場面ごとに確認しておくべきポイントを把握し、どの利用者でも「想定内」の対応がとれる、そんな手引きをつくりました。



人生の最終段階に向けて

本人の意向を尊重し、本人の意思を尊重できるように、サポートをしましょう。
 入院となる場合、病院の施設運営などに協賛するようお願いします。
 状況が急変した段階では、緊急で後継者の共有と、最寄りや死亡時の後継者を確定できるように、お住まいの地域に向けて調査を実施をお願いします。

急変・死亡後の遺体・遺品の引き取りについて

急変・死亡後、事前確認をお願いします。
 急変時には、すぐ連絡をお願いします。
 いままでありがとう

項目	確認したいポイント	注意すること
意思決定 について	<ul style="list-style-type: none"> 本人が今後どのようにしたいと考えているか。 遺言の作成、生活観の整理について 〇〇くない、〇〇くない、〇〇くない(不要な医師)等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護、日常生活自立支援事業、後継者施設、世帯の身元保証等利用している場合は、担当者へ連絡し、調整を行います。 本人に病状等が正しい場合は、医師等から病状の説明、本人の病状程度を確認しながら、今後の方向性を確認することも重要です。
緊急連絡先 について	<ul style="list-style-type: none"> 家族や親戚の有無 緊急時に連絡してほしい人等 カーブコール 本人(覚えておきたい人など) 	<ul style="list-style-type: none"> 家族や親戚がない場合、近所や近所、ふと連絡の連絡先を伝えてくれる場合もあります。以前にない場合、連絡先を伝えておくことも重要です。
金銭面 について	<ul style="list-style-type: none"> 銀行の出入金 サービス利用料の支払い 	<ul style="list-style-type: none"> 本人が銀行に行けなくなった場合、生活費や医療費の確保が困難になります。支障なく入金できる口座を確認し、必要に応じて、お金のやり取りを代行するサービスを利用しましょう。
家屋 について	<ul style="list-style-type: none"> 大家の連絡先の確認 アパートの契約について確認 家の修繕等 	<ul style="list-style-type: none"> 事故で被害が発生し、死亡した場合は、大家に連絡が必要となる場合があります。事前に連絡先を確認し、必要に応じて、お金のやり取りを代行するサービスを利用しましょう。
地域 との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員など地域関係者の連携 近所づきあいの関係 お一人暮らしセンターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> 身寄りのない高齢者の支援で終末期に不安を抱えている場合、お一人暮らしセンターとも連携を取りましょう。近所の地域ケア協議会が主催するお一人暮らしの方向性、役割分担など、ケアマネジャーの役割が重要になります。

身寄りのない高齢者の方には

各都道府県・自治体・民生委員(民生委員連盟)等の活用を積極的に活用してください。エンディングノートと一緒に作成すれば、お一人暮らしの生活がより充実するようになります。

身寄りのない高齢者の方には

お一人暮らしセンター等の連携と必要に応じて連携していきましょう。

緊急時のトラブル回避

とある施設での具体例として、生活介護を委託し、施設に入居している高齢者が亡くなった。子が不在のため、施設で対応することになりました。最寄りや死亡時の後継者を事前に確認し、お一人暮らしセンターとも連携を取りました。お一人暮らしセンターの役割が重要になります。お一人暮らしセンターの役割が重要になります。お一人暮らしセンターの役割が重要になります。

事前

いざという時のための3つの事前確認

- 生活保護受給者** >>> 社会福祉課の相談(スワーカー)に確認
- 生活保護受給者以外、身寄りがない場合** >>> 警備へ連絡
- 死亡届の提出** >>> 関係者と事前に情報共有

身寄りのない方が亡くなった時の連絡先

病院で亡くなった場合 病院 >>> 市へ連絡

自宅 >>> 死亡届の提出

死亡

その後の手続きなど、裏面に記載されています。

カスタマーハラスメント対策リーフレット

(令和4年度)

介護保険サービスをご利用になる市民・介護サービス事業者の皆様へ

注意

これらは ハラスメントに 該当します

相手に危害を加えたり、脅すつもりがなくとも、
相手が脅威・不快に感じれば、それはハラスメントに該当します。

身体的暴力



物を
投げる



つばを
吐く



体や物に
危害を
与える

精神的暴力



大声で
怒鳴る
威圧的な
態度



理不尽な
要求



長時間
拘束する

セクハラ



身体を
触る



いやらしい
話をする



つきまとう

参考：令和2年度千葉市カスタマーハラスメントに関する実態調査

過去3年間に利用者及びそのご家族からハラスメントを受けたことがある人の割合

	訪問系	通所系	入所系	全体
本人から	62.1%	57.5%	57.1%	59.0%
家族から	50.9%	45.0%	42.9%	46.2%

約半数の介護サービス事業者が、何らかのハラスメントを受けていると回答しています。

利用者と事業者が良い関係で介護サービスなどが提供されるよう、関係機関が連携してリーフレットを作成しました。

介護保険サービスをご利用になる 市民・介護サービス事業者の 皆様へ

本書の
目的

介護保険給付による各種のサービスは、加齢に伴う心身の変化によって生じる生活上の問題に対して、国民の共同連帯の理念に基づく適切な保健医療・福祉サービスにより、支援を必要とする方の健康・福祉の増進を図るものとされています。(介護保険法第1条)

一方で、最近、介護の現場において、サービス事業者に対する無理な要求や威圧的な言動等、いわゆるハラスメントが問題になっています。

また、そのようなハラスメントを受けて、サービス事業者が対応に苦慮する場面や、心身に負担を感じ難堪する従業員が発生しているといった実態も報告されています。

そこで、千葉市では、適切な介護保険サービスの提供のため、利用者及びご家族の皆様とサービス事業者の皆様と、知っておいただきたい基本情報のリーフレットを作成しました。

介護現場におけるハラスメントの例とともに、利用者及びご家族の皆様へのお願いと、サービス事業者の皆様が取りむべき対策などを示すことにより、ハラスメント防止の一助となること、ひいては持続可能な介護保険制度の構築を目的としています。

ハラスメントとは

サービス事業者との応対や、サービスの要望や依頼を行なう際、次のような行為はハラスメントに該当し、サービスの提供が難しくなる場合もあります。

身体的暴力 (器物破壊を含む)	物理的な力を使って、相手の身体や所有物に危害を加える、またはその恐れのある行為 【例】*たたく、ける、つねる *物を投げる、つばを吐く
精神的暴力	個人や所属する組織の尊厳や価値を言葉や態度で傷つける行為 【例】*大声を発し、威圧的な態度で接する *土下座を強要する *制度上不可能な要求を行い、行政に報告するなどと脅迫したり、 計らわず何時間も待たせ続ける *時間を問わず、執拗に電話やメールを送り続ける *事業者の悪評等を、一方的にSNSなどに投稿し、不特定多数の人に晒す
セクシャル ハラスメント	性的な言動や行為 【例】*むわいな言動を繰り返したり、関係を迫る *必要もなく身体を触る *必要以上に身体を触るよう要求する

注：上記のような行為が、認知症や障害の症状として認められる場合はハラスメントではありません。主治医や関係機関と連携し、症状への対応を検討しましょう。



共によりそい、共に生きる。

住み慣れた地域で暮らし続けるための
介護・福祉サービスの事業所をお探しいただけます。
また、様々なお知らせも随時更新いたします。



ページの
先頭へ

検索メニュー

高齢者保健福祉の あらまし

令和5年度版

- 内容は簡単に説明してあります。
詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
- 内容は原則令和5年4月1日現在で作成しています。
内容が変わることがありますのでご了承ください。



第1章 生きがいづくりと社会参加… P 1

第2章 高齢者の利用施設…………… P10

第3章 健康づくり…………… P22

第4章 介護保険…………… P31

第5章 介護保険以外のサービス… P39

第6章 福祉施設・保健施設等…………… P73

第7章 高齢者医療…………… P86

第8章 年金・税等の優遇…………… P91

第9章 住まいのサービス…………… P94

第10章 保健福祉センター・健康支援課案内… P99

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/aramashi.html>

障害者福祉の あんない

2023 年度版

○内容は簡単に説明してあります。
詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
○内容は原則2023年4月1日現在で作成しています。
内容が変わることがありますのでご了承ください。

1 相談	P 8
2 手帳	P20
3 障害福祉サービス等	P22
4 日常生活用具・補装具・在宅サービス等	P28
5 医療	P44
6 手当	P48
7 年金	P51
8 難病	P53
9 住宅	P55
10 自動車	P59
11 講習会	P64
12 就労	P66
13 税金	P70
14 教育	P73
15 選挙	P74
16 公共料金	P76
17 ボランティア	P82
18 施設等	P83

千葉市

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jirit-su/fukusi_no_annai.html